

随意契約によることとした理由

1 件名

区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務

2 業務内容

各区役所の窓口での住民票発行手数料等の支払手段に、クレジットカード、電子マネー及びQRコードによるキャッシュレス決済を導入するため、キャッシュレス決済に対応した端末の導入、運用・保守の実施及び指定納付受託業務等を行う。

3 契約の相手方

- (1) 所在地 広島市中区銀山町3番1号
- (2) 名称 ひろぎんカードサービス株式会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、各区役所の窓口での住民票発行手数料等の支払手段に、クレジットカード、電子マネー及びQRコードによるキャッシュレス決済を導入するため、キャッシュレス決済に対応した端末の導入、運用・保守の実施及び指定納付受託業務等を行うものである。本業務委託契約の実施事業者の選定方式は、企画内容や実施体制、事業者の実績や能力等についても評価の対象とすることができる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、3者から企画提案書等の提出があり、「区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、ひろぎんカードサービス株式会社の企画提案内容が最も高い得点であったことから、同者を受託候補者として特定し、随意契約をするものである。